

伊達地方衛生処理組合では、新たなごみ焼却施設を令和14年4月の供用開始に向け建設事業を進めています。事業の進捗状況について、管内住民の皆様にお知らせします。

生活環境影響評価調査が始まりました

新たなごみ焼却施設建設に伴う、周辺的生活環境に及ぼす影響について、調査・予測・評価を行う必要があるため、組合では6月より福島県環境影響評価条例に基づく環境影響評価を開始しました。（期間は1年間を予定）

・生活環境影響評価調査とは？

ごみ焼却施設、最終処分場など廃棄物処理法に定められた許可施設を設置する際に必要な調査です。廃棄物処理施設の種類の応じて、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、悪臭などについて現地調査や分析、予測・評価を行うことで、周辺的生活環境に及ぼす影響を把握し、その結果に基づいて生活環境に配慮した対策を検討して計画を進めるものです。

調査測定の実施場所は、組合施設及びその周辺が中心になりますが、周辺の公共施設等の敷地数か所にも機器を設置し、測定を行います。

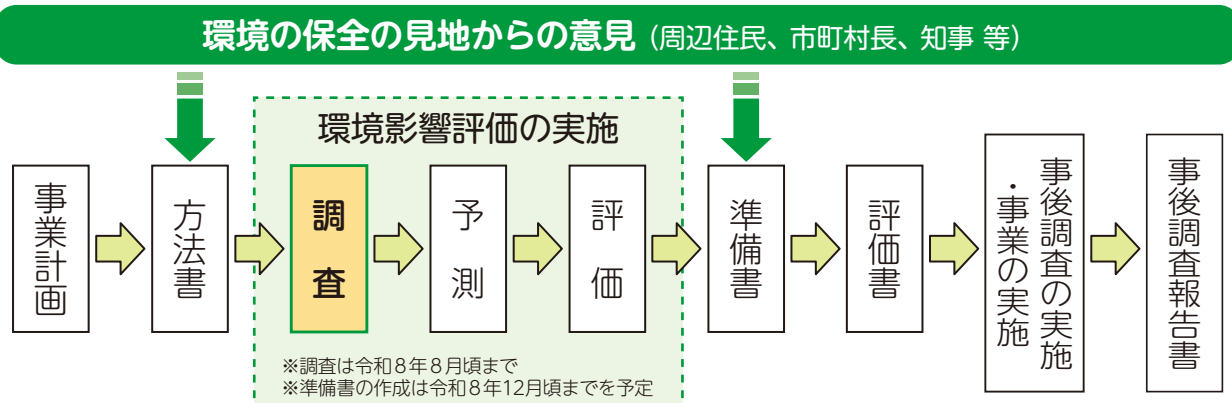
調査項目		調査イメージ		
大気質調査	土壌調査			
騒音/振動調査	動物・植物生態系調査			
悪臭調査	景観調査			
水質・水生生物調査	人と自然とのふれあい活動の場			

・調査終了後は？

調査・予測・評価の結果をまとめた準備書を作成し、住民の皆様や関係機関への縦覧や住民説明会を行った後、準備書に対する意見を踏まえた評価書を作成します。

評価書の内容を基に、組合では事業計画や環境保全措置を最終的に決定していきます。

【生活環境影響調査の流れ】



ごみ焼却施設整備事業に係る基本構想を策定しました

新たなごみ焼却施設の整備に向けて、安定的かつ効率的なごみ処理を行うための処理方式や処理能力などの基本事項を明らかにするため、本年3月に「伊達地方衛生処理組合ごみ焼却施設整備事業に係る基本構想」を策定しました。

今後、令和7～8年度策定予定の「ごみ焼却施設基本計画」において、具体的な整備内容を定めていく予定です。

・新施設に求める基本的性能

- ① 適切な環境保全対策を講じた施設
- ② 将来に向けて安全かつ安定的に処理できる施設
- ③ エネルギー有効活用に優れた施設
- ④ 敷地の諸条件に適合し、経済性に優れた施設
- ⑤ 災害時の廃棄物を想定した施設

・ごみ処理量の見通し及び施設規模

- ① 稼働開始目標年度 令和14年度
- ② 計画ごみ処理量 26,231 t/年（令和14年度予想）
- ③ 施設規模 130 t/日



	令和6年度（現状）	令和14年度（予測）
管内人口（1市3町）	87,055 人	78,800 人
施設規模	150 t/日	118 t/日
年間処理量	28,869 t/年	26,231 t/年
災害廃棄物処理規模		12 t/年※

※災害廃棄物処理規模は、施設規模の10%程度を想定

・処理方式

廃棄物を非常に高温で熔融処理する「ガス化熔融炉」方式を選定しました。「ガス化熔融炉」は、既存の埋立処分場の焼却灰等を掘り起こし、熔融処理（減容化）のうえ、再度埋め立てることができます。

焼却灰を大幅に減少させることができるため、既存の埋立処分場の再生と延命化を図ることが可能となります。

焼却灰の代わりに排出される熔融スラグ・メタルは、資源として再利用することができます。

シャフト炉式ガス化熔融炉とは



ごみ減量化へのお願い

環境省の調査による、組合管内の令和5年度の1日1人あたりのごみ排出量は1,114gであり、福島県の968g、全国平均の851gよりも大幅に多くなっています。

燃えるごみには、生ごみに含まれる水分や、紙類が多く含まれていますが、「生ごみの水切り」や「紙類のリサイクル」などによって排出量を減らすことができます。皆さまの更なるごみ減量化へのご協力をお願いいたします。

問合せ先

伊達地方衛生処理組合 総務課

〒960-0650

福島県伊達市保原町字西新田1番地1

電話 024-582-2051 FAX 024-582-4641

e-mail date-eisei.soumu1@jasmine.ocn.ne.jp

URL <https://www.date-eisei.jp>



伊達衛生ウェブサイト

←このお知らせに関する詳細データや
ごみの分別方法などはこちらから。